

## 群馬県障害者スポーツ協会表彰規程

(目的)

**第1条** この規程は、群馬県の障害者スポーツの普及・発展に貢献したものの又は障害者スポーツ大会において優秀な成績をおさめたものを表彰し、その功績を讃え、もって障害者スポーツの振興に資することを目的とする。

(表彰の区分及び対象)

**第2条** 表彰は、障害者スポーツ功労表彰、優秀スポーツ選手表彰及び特別賞表彰とする。

一 障害者スポーツ功労表彰は、群馬県の障害者スポーツの振興に多大な貢献をした者又は団体について行う。

二 優秀スポーツ選手表彰は、障害者スポーツ大会において優秀な成績をおさめた者又は団体について行う。

三 特別賞表彰は、長年にわたり優秀スポーツ選手表彰を受けた者又は団体について行う。

2 前項に定めるほか、特に必要があると認められる場合は、これを表彰することができる。

(表彰者)

**第3条** 表彰は、会長が行う。

(被表彰候補者等の推薦)

**第4条** 関係団体の長等は、第2条に該当するもの（以下「被表彰候補者等」という。）があると認められるときは、会長に推薦することができる。

(選考委員会)

**第5条** 前項の規定により推薦された被表彰候補者等のうちから被表彰者及び被表彰団体を選考するため、障害者スポーツ功労者等表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(被表彰者等の決定)

**第6条** 会長は、前条の選考委員会の審査結果に基づき、被表彰者及び被表彰団体を決定する。

(表彰の方法)

**第7条** 優秀スポーツ選手表彰は、表彰状を授与してこれを行うものとする。

2 障害者スポーツ功労表彰及び特別賞表彰は、表彰状及び記念品を授与してこれを行うものとする。

(表彰の時期)

**第8条** 表彰は、原則として年1回とする。

(表彰の制限)

**第9条** 第2条第1項第一号の規定は、同一事由に対し、重ねて適用しない。

(実施細目)

**第 10 条** この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

**第 11 条** この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

## 群馬県障害者スポーツ協会表彰規程事務取扱要領

(目的)

**第1条** この規程は、群馬県障害者スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）の事務取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の区分及び対象)

**第2条** 規程第2条に定める「表彰の区分及び対象」は、次のとおりとする。

(1) 優秀スポーツ選手表彰

① 「障害者スポーツ大会」とは、世界的規模の障害者スポーツ競技大会（以下「国際大会」という。）及び全国的規模の障害者スポーツ競技大会（以下「国内大会」という。）で、次に掲げるものとする。ただし、親善を目的とするものは除くものとする。

ア 国際大会

- (ア) IPC、APC、CP-ISRA、IWAS、IBSA、ICSD、INAS又は国際障害者競技別スポーツ団体が主催する世界選手権大会
- (イ) その他、上記に準ずる国際大会

イ 国内大会

- (ア) 全国障害者スポーツ大会
- (イ) ジャパンパラ競技大会
- (ウ) 全国身体障害者アーチェリー選手権大会
- (エ) 日本車椅子バスケットボール選手権大会
- (オ) 全国ろうあ者体育大会
- (カ) 日本身体障害者陸上競技選手権大会
- (キ) 日本身体障害者水泳選手権大会
- (ク) 日本ID陸上競技選手権大会
- (ケ) 日本知的障害者水泳選手権大会
- (コ) その他、上記に準ずる国内大会

② 前項に定める国際大会の大会規模、競争相手の数、記録等を勘案して、原則として3位以内に入賞した者又は団体。

③ 第1項に定める国内大会で優勝した者。

④ 国際大会及び国内大会のいずれの場合でも、選抜チーム（単独チームを除く）の一員として上記成績をおさめた選手は個人表彰とする。

(2) 障害者スポーツ功労表彰

「障害者スポーツの振興に多大な貢献をした者又は団体」とは、実質期間10年以上にわたり障害者スポーツの振興に貢献した者又は団体とする。

(3) 特別賞表彰

優秀スポーツ選手表彰を3回受けた者又は団体に特別賞を授与する。以降3回ごとに特別賞を授与する。

(選考委員会)

**第3条** 規程第5条に定める選考委員会は、次のとおりとする。

(1) 選考委員会の構成は、下記のとおりとする。

- ① 協会の副会長の職にある者。
  - ア 群馬県手をつなぐ育成会会長
  - イ 群馬県知的障害者福祉協会会長
  - ウ 群馬県身体障害者福祉団体連合会会長
  - エ 群馬県視覚障害者福祉協会会長
  - オ 群馬県聴覚障害者連盟体育委員会委員長
  - カ 群馬県特別支援学校長会代表

- ② 行政機関の職員
  - ア 群馬県健康福祉部障害政策課長

- ③ 関係団体の役職にある者
  - ア 群馬県スポーツ協会事務局長

- ④ その他、会長が適当と認めた者

(2) 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

**【参考】**

- IPC (国際パラリンピック委員会)
- APC (アジアパラリンピック委員会)
- CP-ISRA (国際脳性麻痺者スポーツレクリエーション協会)
- IWAS (国際車いす・切断者スポーツ連盟)
- IBSA (国際視覚障害者スポーツ連盟)
- ICSD (国際ろうスポーツ委員会)
- INAS (国際知的障害者スポーツ連盟)